

平成18年度包括外部監査 結果(指摘事項)への対応

(令和2年度8月措置分)

18 指 - 3	報告書ページ	P55 ~ 56	所管課	医療政策課
指摘事項の内容	項目	[小児急病診療事業委託] 委託料の積算根拠について		
	<p>小児急病診療事業委託の目的は体制整備であり、診療収入増に伴う余剰金については、医師会全体の事業費や運営費に充てられ、公益的な活動に対して使用してもらっているとのことである。しかしながら、委託料の精算が経費実績のみにより行われ、経費から控除される診療収入は当初の見込みのままであるため、委託料の積算根拠が不明確であるだけでなく、委託料に対する成果の範囲が分かりづらくなっている。</p> <p>市として医師会の活動を支援する必要があるれば、補助金等で対応することも可能であり、余剰金の扱いについては、改めて委託先である医師会と協議すべきである。</p> <p>小児科医療を取り巻く厳しい環境の中で、市が休日夜間の小児急病患者の受け皿を確保していくことは、少子化対策の中でも特に重要な政策の一つであると思われる。今後、本事業を確実かつ経済性に留意しつつ継続していくためにも、改めて委託料の積算根拠及び精算方法を明確にし、必要な運営コストを負担していくことが必要である。</p>			
対応区分	措置済	検討・改善中	措置困難	
措置の内容	<p>当該委託契約は、平成24年度まで前金払で払っていたが、平成21年度予算から平成24年度予算までにおいては過年度の診療収入の実績を考慮した委託料の減額を行い、平成25年度からは支払方法を概算払に変更し、当該年度の診療収入の実績に応じて委託料の精算を行うこととした。また、当該委託料を含む急病診療事業を構成する委託事業(4事業)と補助事業(2事業)について、市と医師会において事業主体の再確認を行った結果、急病診療事業は市の本来業務であるため、市が事業主体となり医師会へ委託することが適切であると判断し、令和2年度から、「休日夜間急病診療事業(初期救急)」として、委託事業に集約した。</p>			